

相談できるところ

● 家庭児童相談室（保健センター2階）

子どもに関する悩みや疑問について専門の相談員が対応し、共に解決や理解の方法を考えます。

- ・相談時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）
- ※予約等の必要はありませんので、家庭児童相談室に直接ご来室・お電話ください。
- ※相談内容や相談された方の秘密は厳守します。

問合せ・・・家庭児童相談室 0568-62-4300

● 虐待に関する相談・通告先

虐待に関する相談・情報提供を24時間365日受け付けています。相談・情報提供した方の秘密は守られていますので、著しく子どもの様子が変わったと感じたら子ども未来課まで連絡をお願いします。

問合せ・・・相談・情報提供受付専用電話 0568-61-6288（24時間対応）

※つながらない場合は児童相談所 無料 虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）へお電話ください。

● 配偶者などからの暴力に関する相談

配偶者などからの暴力（DV）でお悩みの方に適切な相談機関を紹介します。

問合せ・・・子ども未来課 児童担当 0568-44-0322

● 子どもの発達支援相談

お子さんの精神発達に関する心配ごとや、子育ての悩みごとについて、専門家による相談が受けられます。

- ・対象：3歳児～中学生 1日4組まで（要予約）
- ・実施日時：月2回実施

① 9:15～ ② 10:45～
③ 13:00～ ④ 14:30～

- ・場所：市内子ども未来園、幼稚園、小学校、保健センターなど
- ・持ち物：母子健康手帳

※予約時にお子さんの様子について聞き取りをします。

※急な体調不良以外は、キャンセルはできません。予めご了承ください。

問合せ・・・子ども未来センター 0568-61-1295

● 子ども家庭総合支援拠点

0歳から18歳未満のすべての子どもとその家族を対象に、子育てに関する制度やサービス等の情報提供や、様々な心配ごとの相談に応じ、解決に向けてお手伝いをします。

- ・相談受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く）

問合せ・・・子ども未来課 児童担当 0568-44-0322

● 子育て支援コーディネーター事業「ぷらっと」

子育てについての悩みや困りごとへの対応や、必要な子育て支援サービスへの橋渡しなど、経験豊富な保育士等が対応します。

- ・実施日：月、水、木、金曜日 10:00～13:00（祝日及び年末年始を除く）
- ・実施場所：東児童センター「さんにいれ」

※相談は、予約者優先となります。

問合せ・・・子育て支援コーディネーター事業「ぷらっと」 070-1277-2726

相談・予約の問合せフォーム（専用HP）<https://www.kosodate-plat.org/>



予防接種

● 予防接種を受けましょう

予防接種予診票綴（ももたろう）は、生後6週までに送付しています。予防接種を受けるときは、予診票と同時に配布する「予防接種と子どもの健康」を必ずお読みください。予防接種は、原則保護者の同伴が必要です。

（注）保護者が特段の理由で同伴することができない場合、お子さんの健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が同伴することは差し支えないものとします。その際、あらかじめ委任状を記入して持参することが必要です。委任状は予診票綴裏面をコピーしていただくか、犬山市のホームページまたは、右記QRコードよりダウンロードしてください。もしくは保健センターに取りに来てください。

犬山市に転入された方は、犬山市の予診票に交換しますので、母子健康手帳と前住所の予診票を持って、保健センターに来てください。



予 防 接 種

● 定期接種と任意接種

● 定期接種

予防接種法により、対象の病気や対象者および接種期間などが定められた予防接種です。定められた接種期間内は公費（無料）で受けられますが、その期間から外れると有料となります。

● 任意接種

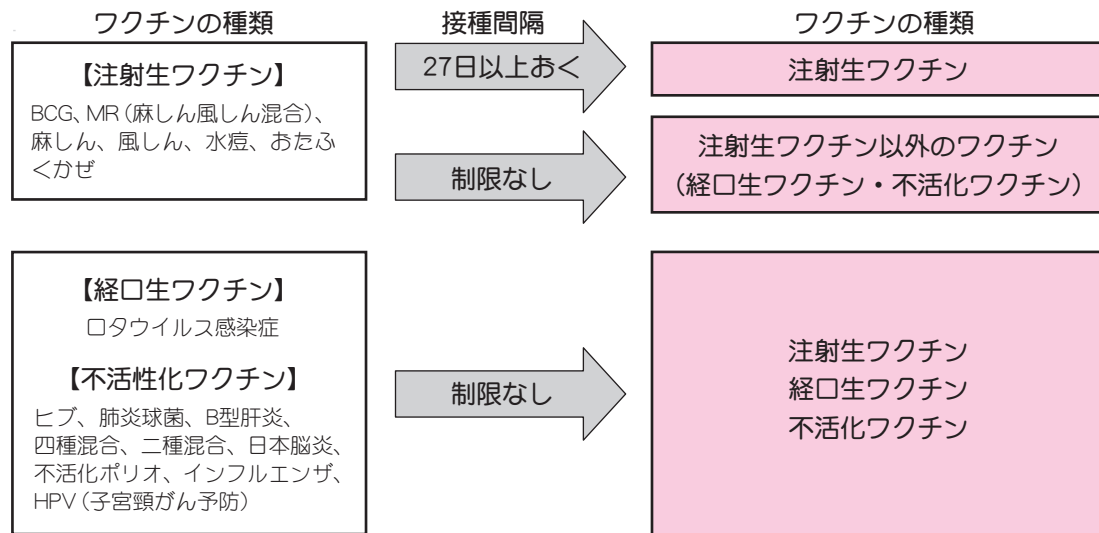
定期接種以外の予防接種（おたふくかぜ等）のことで、有料です。

● 予防接種の接種間隔

● 注射生ワクチン（BCG、MR、水痘、おたふくかぜ等）を接種した日から、次の注射生ワクチンの接種を行うまでの間隔は27日以上おいてください。

● 経口生ワクチンや不活化ワクチンの接種間隔について定めはありません。

● 同一種類のワクチンを複数回接種する場合（例：四種混合の1回目を接種し、次に2回目を接種する場合）においては、ワクチンごとに定められた間隔に従って接種してください。



※新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

● 予防接種の受け方

原則、医療機関の診療時間内に受けてください。

- 予防接種は、体調の良い時に受けましょう。体温が37.5℃以上の時は接種できません。
 - 予防接種は、次の手順で受けましょう。
 - ① 予防接種について「予防接種と子どもの健康」（説明冊子）をよく読み理解しましょう。
 - ② 医療機関に予約をしましょう。（医療機関によっては1週間以上前の予約が必要な場合があります。）
 - ③ 予診票をよく読み、記入しましょう。
 - ④ 予診票・母子健康手帳を持って、保護者が一緒に医療機関へ出かけましょう。
- ※都合により予防接種を延期する場合は、予約をした医療機関に必ず連絡してください。

● 予防接種を受けられる医療機関

受託医療機関（接種を受けられる医療機関）は市ホームページまたは右記QRコードで確認してください。

※江南市・大口町・扶桑町の受託医療機関でも接種が可能です。

※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関にて接種を希望される場合は、事前に保健センターでの手続きが必要です。（持ち物：母子健康手帳）

※医療機関によっては、取扱いのないワクチンがありますので、予約の際に確認してください。



定期接種

※令和3年12月現在

種類	対象年齢	標準年齢	接種回数と接種間隔		年齢															
			接種回数	接種間隔	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ロタウイルス感染症	出生6週0日後～24週0日後	初回接種は生後2か月～出生14週6日後	27日以上	2回接種																
	出生6週0日後～32週0日後	出生14週6日後	27日以上	3回接種																
ヒブHib感染症	生後2か月～5歳未満	初回3回目終了後7～13か月後	初回	標準的には生後12か月までに、27日以上の間隔を3回接種 生後12か月から15か月を標準的な期間として、3回目終了60日以上の間隔を1回接種 生後12か月に至った日以降に1回接種																
			追加																	
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月	初回	標準的には生後12か月までに、27日以上の間隔を3回接種 生後12か月から15か月を標準的な期間として、3回目終了60日以上の間隔を1回接種 生後12か月に至った日以降に1回接種																
			追加																	
			1回目																	
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月	2回目	27日以上の間隔を2回接種 1回目の接種から139日以上の間隔を3回接種																
			3回目																	
			1期初回																	
四種混合 (・百日せき ・ジフテリア ・破傷風 ・不活化ポリオ)	生後3か月～7歳6か月未満	1期初回3回目終了後12～18か月後	1期追加	20日以上(標準的には20日から56日まで)の間隔を3回接種 初回3回目終了後6か月以上(標準的には12か月から18か月まで)の間隔を1回接種																
			2期																	
BCG(結核)	1歳未満	生後5～8か月	1回目	1回接種																
			2回目																	
水痘	1～3歳未満	生後12～15か月1回目終了後6～12か月	1回目	3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)の間隔を2回接種																
			2回目																	
MR (・麻疹 ・風しん)	1～2歳未満	生後12～24か月未満	1期	1回接種																
			2期																	
日本肺炎	生後6か月～7歳6か月未満	3歳	1期初回	6日以上(標準的には6日から28日まで)の間隔を2回接種 1期初回2回目終了後6か月以上(標準的にはおおむね1年)おいて1回接種																
			1期追加																	
二種混合 (四種混合もしくは三種混合の2期として)	9～13歳未満	9歳	2期	1回接種 ※予診票は小学校4年生に個別郵送																
			3期																	
ヒトパルボウイルス感染症(守宮殿がん予防)	小学6年生～高校1年生相当の女子	11～12歳	サバパックス	3回接種 ※予診票は個別郵送																
			ガーダシル																	

●上記表の ■ は、病気がかりやすい時期を考慮して定められた期間(望ましい時期)です。

■ での接種においても、予防接種法で定められた定期予防接種として接種できますが、できるだけ望ましい時期に接種しましょう。

※1 接種開始時期が生後7か月以上の場合には接種方法が異なります。(詳しくは次頁(P10)説明部分を確認してください)

※2 見合わせにより接種機会を逃した方(平成19年4月1日以前に生まれた方)は20歳(20歳の誕生日の前日)まで接種が可能です。